

れんごう中越地協

第927号2017.4.21
連合中越地域協議会
長岡市東蔵王2-2-68
TEL 0258-24-0515
FAX 0258-24-8930
発行人 矢島 良彦
定価 1部10円
購読料は会費に含まれる



連合中越地協第5回幹事会

長岡地区メーデー実行委員会を前段に行う

地区メーデー実施内容と当面の活動等を協議する

第88回長岡地区メーデー実行委員会が、4月4日(火)午後6時30分から開催された。実行委員会では、実施内容、各集団長と副集団長、救護班及び地協幹事会役員の任務等を確認した。また、実行委員会後には、第5回地協幹事会を行い、当面の諸課題を協議決定した。



4月4日、第88回メーデー長岡地区大会実行委員会が勤労会館で開かれた。

基づき各内容を協議し、よりはるかに怖い

先ず、全県統一テーマ「底上げ・底支え」とメインスローガン「長時間労働デューゼン・ワークの実現」を決定した。

また、地域貢献事業を確立し、第88回長岡地区メーデー実施内容について次の内容を決定した。

◆メーデー前日(30日)は、午後6時からアオーレ長岡アリーナの会場準備を行う。◆メーデー当日(1日)は、8時40分市内3箇所(A集団明治公園・B集団防災公園・C集団神明児童公園)からデモ行進でアオーレ長岡アリーナに集結する。B集団は、防災公園角の交差点工事に注意する。◆概ね9時45分にはメーデー起源を朗読する。◆大会開会は9時50分とする。◆記念講演は、演題「妖怪アベノミクス」の正体、実はトランプ

連合中越 第5回幹事会開催

終了後には第5回幹事会を開催した。矢島議長は「春闘に

仕事の関係で、先月から毎週のように秋田へ出張している。日本海沿いにJRで3時間30分ほどの長旅となるのだが、秋田県に入る



東蔵王2 副議長 與口篤也
上風車も設置する予定されている。水深20m、30mの遠浅な砂地の海岸が広がっていることから洋上風力発電の設置には適しているとの

一方、長時間労働、有給休暇取得は前進しているが、時間外労働で給与水準が高まっている実態もある。消費低迷につなが

幹事会では、3月31日以降の春季生活闘争関連をはじめとした主要日程等が報告され、確認した。

連合中越SJネット 第4回委員会

第88回メーデー中越地協内一覧

地区	とき	会場
長岡	5月1日(月) 9:45	アオーレ長岡
見附	4月28日(金)18:30	見附市アルカディア
小千谷	4月30日(日)10:00	サンプラザ小千谷
北魚沼	5月1日(月) 9:30	小出郷体育館
南魚沼	4月29日(土) 9:30	南魚沼市民会館
十日町	4月30日(日) 9:30	十日町市民体育館



読、来賓対応、大抽選等の担当を決定した。今後の活動として、ヤングユニオンサークル交流会(6月中旬)、スポーツ交流会(7月下旬)、列島ク

サラリーマン川柳(この店は 低カロリーと 二人前) (備えなきことを後悔 髪と金) (愛してる 数年経って「あらいたの?」) (正論を 吐かぬ聴かぬが 出世道)

サラリーマン川柳 (子育てが すんだら犬に 妻とられ) (買わないと 損と思わず 値下げ札) (誕生日 こなくてよいの 独り言) (寛大と 言うがホントは 無責任)

連合新潟 2017春季生活闘争 2017年3月

中小・地場組合 No.1

交渉促進ニュース

発行：日本労働組合総連合会 新潟県連合会
〒950-8558 新潟市中央区新光町6-2 勤労福祉会館内 TEL 025-281-7555/FAX 025-281-7556
発行人：齋藤 敏明 編集人：諸橋幸太郎

「底上げ・底支え」「格差是正」で クラシノソコアゲを実現しよう!

長時間労働撲滅でハッピーライフの実現を!

「大手追従・大手準拠」などの構造を乗り越える取り組みを! サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正配分を! ボトムアップ型の春季生活闘争を進める!

2017春季生活闘争 連合新潟要求および回答・妥結集計状況 (3月22日公表)

〈賃金〉要求 (組合員1人あたり・加重平均)	9,149円 3.62%
(前年同時期比較 1,002円 0.52ポイント)	
(要求額の内 買上げ分・加重平均)	5,040円 (42単組)
回答・妥結 (組合員1人あたり・加重平均)	5,866円 2.04%
(前年同時期比較 372円 0.04ポイント)	
(要求額の内 買上げ分・加重平均)	1,397円 (3単組)
一時金要求 (組合員・加重平均)	
月数集計 4.41月 額集計 1,321,080円	
(前年同時期比較 △0.53月) (138,961円)	
回答・妥結 (組合員・加重平均)	
月数集計 4.56月 額集計 1,379,482円	
(前年同時期比較 0.11月) (16,210円)	

※賃金カーブ維持相当分(定期昇給相当分)を除いた買上げ分

連合新潟 2017春季生活闘争 2017年3月

2017春季生活闘争期における各種団体への要請行動

サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正配分を!

マクロ経済成長には中小企業の「底上げ・底支え」「格差是正」が不可欠!

2017春季生活闘争は、2月末を目安に遅くとも3月中旬に各単組が要求書を会社へ提出し、すでに交渉が始まっています。連合新潟としても、これまでに新潟県や新潟県経営者協会、新潟労働局、新潟県中小企業団体中央会、新潟県商工会連合会、新潟県社会保険労務士会へ要請の申し入れを行ってきました。

新潟県への要請では、新潟県最低賃金を早期に1,000円までに引き上げるよう環境整備を進めることや非正規労働者の処遇改善、U・Iターン者の増加が図れる仕組み、誰もが安心して子どもを産み仕事と子育てを両立しながら働き続けることができる体制づくりなどを要請しました。*山知事からは「いただいた要請は十分理解できる。県としてやれる事を検討して対応していく」と見解がありました。



新潟県経営者協会への要請で齋藤会長は、「すべての働く者に「ディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)」を行き渡らせる。そのためには「人への投資」が重要であり、すべての働く者・国民生活の「底上げ」をはかる闘争を継続し、社会全体へ振上げていくことが肝要である」と述べ、今春季生活闘争は「月例賃金の引き上げ」と「長時間労働の是正」に重点を置き進めていくとあいさつしました。経営者協会・並木会長は、「ここ三年間は月例賃金や賞与に踏み込んで、大幅な引き上げを実現してきた。基本姿勢として経済の好循環を力強く回して個人消費を喚起するためにも賃金引上げのモメンタム(勢い)を今年も継続していく。収益が拡大した企業や中長期的に改善されている企業は年取ベースで前向きに検討する」と考えを示しました。

また、新潟労働局への要請で齋藤会長は、「労働局との関係は極めて重要である。働きやすい暮らしやすい環境づくりを共に行っていきましょう」と述べ、最低賃金の引き上げや労働時間の短縮をはじめとした五項目一八の要請を行いました。梅澤労働局長は、「要請内容は、いずれも新潟県内の労働現場をよりディーセントにする内容であると受け止めている。労働局も県内個別企業へ訪問し、働き方を変えていく取り組みを行っている」と述べました。

その他にも、各地域協議会において関係団体へ要請行動や単組へ連合新潟会長・事務局長の激励訪問を行いました。

要求・回答・妥結状況は <http://www.jtuc-rengo.jp/niigata/>

STOP! 長時間労働

連合なんでも労働相談ダイヤル

相談無料 秘密厳守 無料OK

0120-154-052

日本労働組合総連合会(連合)

日本のフルタイム労働者は、年間平均2000時間を超えて働いています。長時間労働やストレスなどが原因で、心やからだの不調になるケースも見られます。自分や大切な家族を守るためにも、長時間労働を是正し、誰もがいきいきと暮らすハッピーライフを実現しましょう。

Q1 週40時間、1日8時間を超えて働くことはありますか?

A1: 法律で定められている労働時間の上限は、週40時間、1日8時間です。

これ以上長く働かせるには、労使協定(36協定)の締結と労働基準監督署への届出が必要です。また、法定労働時間を超えて労働させたり、深夜・早朝(午後10時～午前5時)に労働させたりする場合は、残業代(割増賃金)を支払わなくてはなりません。

法定労働時間

40時間/週
8時間/日

【労働基準法第32条】 使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間に於いて四十時間を超えて、労働させてはならない。
②使用者は、一週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き一日に於いて八時間を超えて、労働させてはならない。

Q2 36協定をご存知ですか?

A2: 36協定とは、「時間外・休日労働に関する協定」のこと。労働基準法第36条に規定されていることから36(さぶろく)協定と呼ばれています。

過半数を組織する労働組合がある場合は、その労働組合と会社の間で、月に何時間、年間で何時間まで残業するのかを決めて、労働基準監督署に届け出なくてはなりません。あなたの職場では36協定は結ばれていますか?

36協定

法定労働時間を延長して働く場合は、労使協定の締結・届出が必要

さぶろくきょうてい

Q3 「勤務間インターバル規制」をご存知ですか?

A3: 勤務間インターバルとは、健康確保とワーク・ライフ・バランスの実現のために、勤務終了後、次の勤務までに一定の休息時間を確保する制度です。

例) 勤務間インターバルが「11時間」の場合

夜11時まで残業したら、11時間後の翌朝10時までは出勤しない。

勤務 勤務間インターバル 勤務

Work Private time Go to bed Work

Q4 有給休暇は取りたいときに取れますか?

A4: 年次有給休暇は、労働者の申し出によりいつでも理由を問わず取得できます。

年次有給休暇は、労働者が6ヶ月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤すると発生。パートタイム労働者やアルバイトでも条件を満たせば年次有給休暇は付与されます。ただし、「事業の正常な運営を妨げる場合」にのみ、使用者が違う日に変更することができます。

年次有給休暇の付与日数(一般の労働者)

継続勤務年数	付与日数	3年6ヶ月	14
6ヶ月	10	4年6ヶ月	16
1年6ヶ月	11	5年6ヶ月	18
2年6ヶ月	12	6年6ヶ月	20

連合は、長時間労働を是正するために以下の2つを求めています!

1 これ以上は働かせてはならない残業時間の上限を法律で定めること

36協定には、1ヶ月45時間、年間360時間などの上限時間の基準がありますが、あくまで目安なので、法的強制力がありません。実際には残業時間は上限がなく、青天井であるのが現状です。長時間労働を是正するために、「これ以上は絶対に働かせてはならない」残業時間の上限時間数を、法律で定める必要があります。

2 休憩時間(勤務間インターバル)規制を法律で定めること

働いて寝るの間にインターバル規制があることで働いて仕事!

ワーク・ライフ・バランス

勤務 勤務間インターバル 勤務

Work Private time Go to bed Work

36協定の仕組み

1ヶ月45時間 1年360時間など 法定労働時間 1日8時間 1週間40時間

1年6ヶ月まで(1年のうち半分) 特別乗項 上限なし

1年=12ヶ月